

| 法第7条の3第1項第2号に規定する中間検査の特定工程について (H19.6.20～) | | | | |
|--|--|--|--------------------------------|--|
| 検査区域 | 検査対象建築物の構造、用途及び規模 | | | |
| | 木造3階建 | 一戸建ての住宅(※1) | 長屋 | 特殊建築物 |
| 滋賀県全域 | 混構造を含む | 新設部分(※2)が50㎡を超えるもの (併用住宅を含む) | 延べ面積が50㎡を超えるもの | 法別表第1(い)欄1から4項までに掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の延べ面積が300㎡を超えるもの又は3階以上の階をその用途に供するもの |
| ※H24年3月31日まで | | | | |
| 対象建築物 | 特定工程 | | 対象建築物 | 特定工程 |
| 木造 | 木造の軸組を金物により接合する工事の工程(枠組壁工法にあっては、「壁を設置する工事の工程」) | | 鉄筋コンクリート造 | (1回目) 基礎及び地中梁に鉄筋を配置する工事の工程 |
| 鉄骨造 (地階を除く階数が1のもの) | 鉄骨の軸組を溶接し、又はボルト等により接合する工事の工程 | | 鉄骨鉄筋コンクリート造 プレキャスト鉄筋コンクリート造 | |
| 鉄骨造 (上記以外のもの) | 2階の床版の取付けまたは床版の鉄筋を配置する工事の工程 | | 補強CB造 組積造 | (2回目) 2階の床およびこれを支持する梁に鉄筋を配置する工事の工程 |
| | | | 混構造 | 主たる構造の工程に準ずる |
| 適用除外 | | ①法第85条の適用を受ける建築物 ②法第68条の11第1項の規定に基づき、型式部材等製造者の認証を受けた建築物 ③丸太組工法(告示411号に定める工法) ④移転する建築物 | | |

※1 「一戸建ての住宅」は、構造を問わず。

※2 「新設」とは、新築、改築及び増築により居室、台所及び便所のある、独立して居住し得る住宅が新たに造られるものをいう。

※3 建築物の規模、敷地又は周辺の状態により段階的に工事を行う場合にあっては、その段階的に行う工事ごとに工程を完了する範囲を中間検査の対象とする。